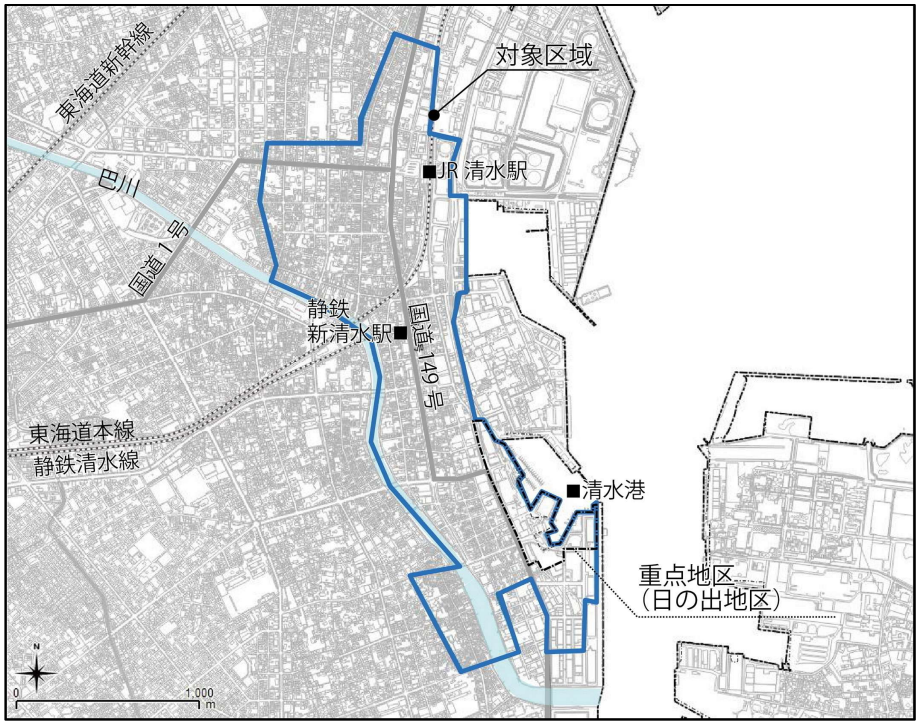
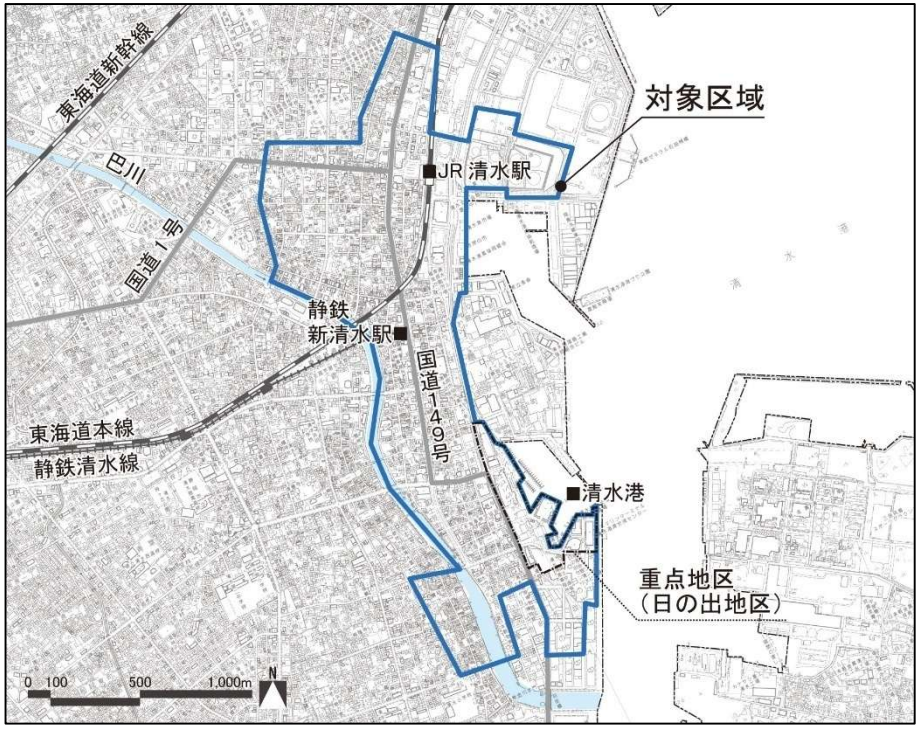
２）都市景観促進地区

②清水駅周辺ゾーン

現行	改定案
対象区域	
	
景観の特性・課題等	景観の特性・課題等
・清水港は日本三大美港のひとつであり、その周辺には港湾関係施設や海洋研究機関が集積し、シンボリックな海洋文化施設の整備が進めら	・富士山、駿河湾、三保半島の美しい風景と調和した港湾施設と交流施設が眺望でき、港町の歴史文化を感じる街並みが見られます。近

れています。また、近年、クルーズ船の寄港数の増加にともない海外からの観光客も増えています。「海洋文化の拠点」にふさわしい、ウォーターフロントの魅力を活かしたまち並みの形成が求められます。 ・JR 清水駅周辺は、商業・業務施設が集積し、人々の歩き回り賑わいがある景観が形成されています。しかし、空き店舗の増加などにより、賑わいの低下につながるまち並みの変化が見られています。 ・巴川は市街地にうるおいをもたらし、旧東海道には細井の松原など歴史的資源が点在しています。水や緑、歴史的資源などを活かした、個性ある景観形成が求められます。	年、クルーズ船の寄港数の増加にともない海外からの観光客も増えています。また、「超スマートガーデンシティ構想」に基づき、新しいランドマークとなる施設の整備が進められています。美しい自然の景観を活かし、海陸の結節点として多様な人々が集まり、清水区のにぎわいの中心、日本の玄関口にふさわしい魅力ある景観を形成する必要があります。 ・共創による「清水港・みなと色彩計画」に基づくエリアマネジメントが長年にわたり継続されており、清水港独自の景観が形成されています。 ・旧清水港線や旧東海道に遺る歴史的資源、市街地の貴重なオープンスペースである巴川など、地域の資源を活かした、個性ある景観形成が求められます。
景観形成の基本テーマ	景観形成の基本テーマ
海洋文化拠点の魅力を高めるウォーターフロントの景観	**海陸の結節点として新たな賑わいを創出するウォーターフロントの景観**
景観形成方針（法第８条第３項）	景観形成方針（法第８条第３項）
≪建築物の方針≫ **〇自然と調和し海に向かった都市の顔づくり** 海から見える建築物などは、形態や色彩に統一性を持たせることで、背後に見える豊かな自然との調和を図ります。また、港を象徴する施設の特性を活かすとともに、夜間景観への配慮により、港の躍動感など海に向かった都市の顔となる景観を形成します。	**≪建築物の方針≫** **〇自然と調和し海に向かった都市の顔づくり** 海から見える建築物などは、デザインに統一感を持たせ、背後の豊かな自然との調和を図ります。港湾施設の特性を活かすとともに、夜間照明を工夫することで、活気や魅力が感じられる、港湾都市の顔となる景観を形成します。 都市と港、富士山を一体的に望むことができるよう、敷地内に見晴らしのよい眺望場所を確保するとともに、水辺へのパブリックアクセスに配慮し、ベンチの設置などにより快適に滞在できる空

	間を創出します。眺望地点からの眺めや海への視線を阻害しないよう、建築物の高さ、配置、デザインを工夫し、清水港のアイデンティティ向上につなげます。
〇歴史を活かした港町らしい個性豊かな景観形成 木造石張りの倉庫群など歴史的建造物が映えるよう、建築物の高さ、素材、位置などを周辺のまち並みと調和させ、地域の歴史を感じる個性豊かな景観を形成します。 また、建築物の側面と正面の素材の協調など、港町の楽しさを演出するよう景観上の配慮を行います。	**〇歴史を活かした港町らしい個性豊かな景観形成** 清水港テルファー、伊豆石の倉庫群、清水港線跡などの資源が映えるよう、建築物の高さ、デザインなどを周辺のまち並みと調和させ、清水港の歴史を感じる個性豊かな景観を形成します。
〇明るく落ち着いた海辺の通りの景観形成 JR 清水駅周辺や国道 149 号（さつき通り）などの主要な通り沿道では、建築物の外壁、門塀などは、周辺のまち並みと調和するとともに、歩行者からの見え方に配慮したデザインとし、落ち着きやゆとりのある景観を形成します。また、オープンスペース*の確保などにより、道路空間と連続性があり、明るく活気のある景観を形成します。	**〇明るく落ち着いた清水みなとまちの通りの景観形成** JR 清水駅周辺や国道 149 号（さつき通り）などの主要な通り沿道では、各通りの特徴や個性を活かしながら、建築物の外壁、門塀などは、周辺のまち並みと調和したデザインとし、落ち着きのある景観を形成します。また、オープンスペース*の確保などにより、道路空間との連続性を持たせ、明るく、開放感のある景観を形成します。特に、国道 149 号（さつき通り）は、JR 清水駅前と海の玄関口である日の出地区をつなぐ中心市街地のシンボル道路として、港とまちを結び清水みなとまちを象徴する良好な沿道景観を形成します。
〇個性を活かした商店街の景観形成 清水駅前銀座、清水銀座、清水港町商店街（エスパルス通り）、次郎長通り商店街といった商店街は、地域の特色を活かしたまち並みづくりや低層部の賑わいの創出などにより、港町の雰囲気が感じられ、歩いて楽しい景観を形成します。	**〇個性を活かした商店街の景観形成** 清水駅前銀座、清水銀座、清水港町商店街（エスパルス通り）、次郎長通り商店街などの商店街では、地域の歴史ある商店、旧宿場町・港などの歴史・文化遺産を尊重した落ち着いたデザイン、賑わいがにじみ出る低層部の工夫などにより、港町の雰囲気が感じられ、歩いて楽しい景観を形成します。

〇巴川や旧東海道沿いの良好な景観形成 巴川沿いは、水辺に面する外壁や開口部の形態意匠の工夫、夜間照明の演出などにより、開放感や賑わいが感じられ、魅力ある水辺の景観を形成します。 旧東海道沿いでは、歴史資源を活かしつつ、うるおいのある歩道空間とし、歩きたくなる景観づくりを進めます。	**〇巴川や旧東海道沿いの良好な景観形成** 巴川沿いは、水辺に面する外壁や開口部のデザインの工夫やオープンスペースの確保、水面に映える夜間照明の演出などにより、水辺のうるおいと開放感が感じられる魅力的な景観を形成します。 旧東海道沿いの建築物は、旧江尻宿に関連する歴史・文化資源を活かし、周辺と調和したデザインやうるおいのある歩道空間の形成により、歴史を感じながら歩きたくなる景観づくりを進めます。
〇多くの人が集まり恒常的な賑わいを生む景観形成 大規模な商業施設、業務施設、宿泊施設などは、通りに面する外壁や塀や柵などが閉鎖的な印象とならないよう配慮したり、オープンスペースなど人々が交流できる空間を創出したりなど、多くの人が集まりやすい景観を形成します。また、港をはじめ海洋文化都市を印象づける周辺の景観資源*と調和するよう形態、色彩、素材を配慮します。	**〇まちづくり中核施設を核とした人が集まり恒常的な賑わいを生む景観形成** まちづくり中核施設をはじめとする大規模な集客施設は、美しい都市のシンボルとなるよう、地域の自然的環境や港町の歴史文化を尊重し、周辺の景観との調和や眺望地点からの見え方に配慮した配置、デザイン、緑化計画とします。また、外壁や開口部などのデザインの工夫やオープンスペースの確保などにより、通りを歩く人が気軽に立ち寄ることができる開放的な空間を創出します。
〇周辺の景観と調和した外観の維持 建築物は必要な維持管理を行い、周辺の景観に調和した、素材や色彩などを維持します。	左記同様
≪色彩の方針≫ 建築物などの海から見える部分に使用する色彩は、背後に見える自然との調和に配慮します。道路から見える部分に使用する色彩は、周辺に圧迫感を与えない色彩となるよう配慮します。 建築物等の規模に関わらず、使用することが望ましい色彩は	左記同様

別表８－１ とします。 清水港一帯（臨港地区）とその周辺では、「清水港・みなと色彩計画」における地区全体の色彩誘導と連携し、同計画の区域については、同計画の色彩を優先し、港湾施設などの人工物と富士山や駿河湾などの自然とが調和した世界に誇る美しいみなとまちづくりを推進します。	
≪みどりの方針≫ 外構部や店先の緑化、大規模な商業・業務地における中高木の植栽、壁面・屋上緑化及び維持管理により、港から清水駅周辺へと連続する緑の景観を形成します。	**≪みどりの方針≫** 遠方の有度山や庵原山地の緑、沿道の街路樹の緑と連携するよう、大規模な商業・業務地における中高木の植栽、壁面・屋上緑化、外構部や店先の緑化により、港と清水駅周辺とを花と緑でつなぎ、「超スマートガーデンシティ」を象徴する庭園のような美しい空間を創出します。
≪屋外広告物の方針≫ 海辺などの地域の個性を尊重し、賑わいや風格が感じられ、快適性を兼ね備えた景観を形成するため、次の事項に配慮します。 ・建築物と一体的なデザインとし、周辺のまち並みと調和した大きさとします。 ・複数の広告物はコンパクトに集約化することとします。 ・できるだけ色数を少なくし、かつ、原色の使用を控えます。 ・屋上広告物は、四面に同一の表示を行うことを避けることとします。 ・里山への眺望や道路の見通しの景観に配慮し、突き出し広告や壁面広告は、低層部に設置します。 ・文化財や歴史的な資源等が引き立つよう、掲出の位置等を工夫します。 ・光源が激しく点滅するものは使用を控えます。 ・液晶やLED等を用いたデジタルサイネージ（電子広告）においては、周辺環境から逸脱した輝度を控えるとともに、周辺の夜間景観との調和を図	**≪屋外広告物の方針≫** 賑わいや品格が感じられ、快適性を兼ね備えた景観を形成するため、次の事項に配慮します。 ・建築物と一体的なデザインとし、周辺のまち並みと調和した大きさとします。 ・複数の広告物はコンパクトに集約化することとします。 ・できるだけ色数を少なくし、かつ、原色の使用を控えます。 ・屋上広告物は、四面に同一の表示を行うことを避けることとします。 ・里山への眺望や道路の見通しの景観に配慮し、突き出し広告や壁面広告は、低層部に設置します。 ・文化財や歴史的な資源等が引き立つよう、掲出の位置等を工夫します。 ・光源が激しく点滅するものは使用を控えます。 ・液晶やLED等を用いたデジタルサイネージ（電子広告）においては、周辺環境から逸脱した輝度を控えるとともに、周辺の夜間景観との調和を

ります。 ・規模は抑え、隣接する広告物相互の視認性*に配慮します。 ・周辺のまち並みと調和した素材、色彩とします。 ・広告物を見せる対象を意識した、見やすい高さや規模を計画し、必要以上の高さや規模とならないよう効果的に掲出します。 ・適切な維持管理を行います。	図ります。 ・規模は抑え、隣接する広告物相互の視認性*に配慮します。 ・華美さや派手さを抑制し、周辺のまち並みと調和したデザインとします。 ・広告物を見せる対象を意識した、見やすい高さや規模を計画し、必要以上の高さや規模とならないよう効果的に掲出します。 ・適切な維持管理を行います。